



発行 東京都

いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

指定に係る道
路の種類

指定年月日

指定に係る道
路の延長及び
幅員(単位メー
トル)法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路令和七年十
月二十八日辺字横吹千二
百三十三番九
及び千二百三
十六番一の各
一部○・二六
幅員
四・〇〇

延長

一

榎二丁目十一
番五、十三番
六、十四番三
同番九、同番
十、三十六番
五、四十五番
六から同番八
番まで、四十
七番五、大南
一丁目一番五
同番五地先、
学園五丁目四
十三番二、同
番五及び同番
六(二)次に掲げ
る地番の一
部

○建築基準法による道路位置の指定

:(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)一

○建築基準法による道路の指定:(同)一

○建築基準法による道路位置の指定の変更:(同)一

:(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定:(環境局環境改善部化学物質対策課)二

○都道の区域変更:(建設局道路管理部路政課)三

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定:(建設局道路管理部監察指導課)六

○港湾施設の開場時間の臨時変更:(港湾局港湾経営部経営課)八

告示

●東京都告示第千六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長
茂木竜一

指定に係る道路の種類
第一項第四号
の規定による
道路
法第四十二条
第一項第四号
令和七年九
月十日
部
武藏村山市
一六・〇〇

指定年月日
(一) 次に掲げ
る地番の全
幅員
一トル

指定に係る道路の位置
延長
四二一・四四

指定に係る道路の延長及び
幅員(単位メー
トル)

同番十三、十
三番一、同番
二、同番四、
同番八、同番
一、同番二、
同番四、同番
六から同番八
まで、同番十
一から同番十

榎二丁目十一
番五、十三番
六、十四番三
同番九、同番
十、三十六番
五、四十五番
六から同番八
番まで、四十
七番五、大南
一丁目一番五
同番五地先、
学園五丁目四
十三番二、同
番五及び同番
六(二)次に掲げ
る地番の一
部

武藏村山市
五から同番九
まで、同番十
二番一、同
番三、同番四
四、同番八か
ら同番十まで、
十二番一、同
番三、同番四
四、同番八か
ら同番十まで、
十二番一、同
番六、同番
七、同番十二、
同番八、同番
一、同番二、
同番四、同番
六から同番八
まで、同番十
一から同番十

● 東京都告示第千六十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位

九まで、三十
三番六から同
番八まで、三
十六番一、同
番七、同番八、
三十七番一、同
番五、三十
八番一から同
番三まで、四
十四番十六、四
十五番三から同
番五まで、四
同番九、四十
六番一、同番
三、同番五、四十
七番一から同
番三まで、同
番六、四十八
番一、四十九
番一、同番二、
同番五、五十
番十、大南一
丁目一番一、
同番四、同番
六、十一番九、
同番十、同番
十二、学園五
丁目十番一か
ら同番四まで、
十一番一、四
十三番一、同
番三、同番四
及び同番七か
ら同番九まで

九まで、三十
三番六から同
番八まで、三
十六番一、同
番七、同番八、
三十七番一、同
番五、三十
八番一から同
番三まで、四
十四番十六、四
十五番三から同
番五まで、四
同番九、四十
六番一、同番
三、同番五、四十
七番一から同
番三まで、同
番六、四十八
番一、四十九
番一、同番二、
同番五、五十
番十、大南一
丁目一番一、
同番四、同番
六、十一番九、
同番十、同番
十二、学園五
丁目十番一か
ら同番四まで、
十一番一、四
十三番一、同
番三、同番四
及び同番七か
ら同番九まで

置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 章一

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更の面積(単位: 平方メートル)
法第四十二条 第一項第五号 の規定による道路	令和七年十一月三十日	狛江市西野川 四丁目千三十 五番十の一部	○・九一 ○・九一

● 東京都告示第千六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十六日

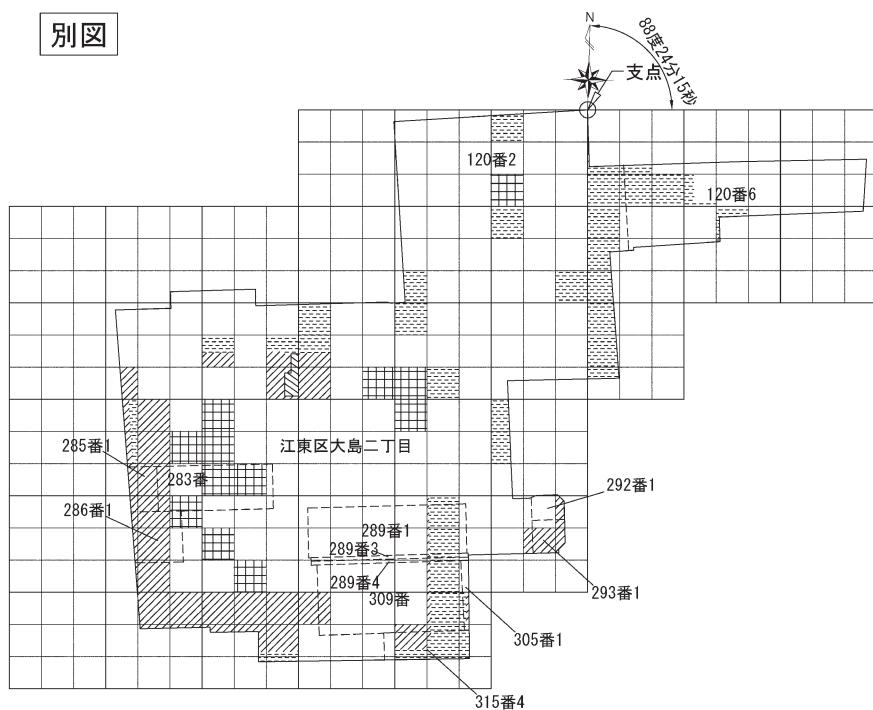
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十二条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十二条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- | | |
|----------------|---|
| —— 敷地境界及び調査対象地 | ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域) |
| - - - 筆境界 | ▨ 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1141号により指定した区域) |
| —— 単位区画 | ▨ 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第101号により指定した区域) |
| | ▨ 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1419号により指定した区域) |

【支点】

支点は、江東区大島二丁目120番2の最北端とする。

【格子の回転角度（88度24分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

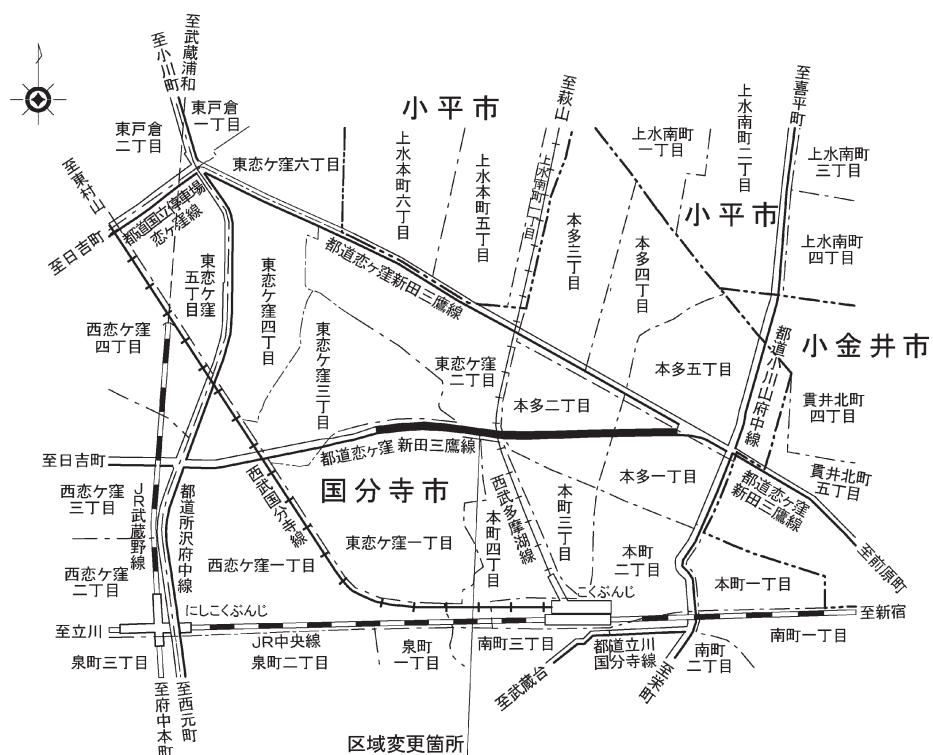
- 東京都告示第千六十五号
- 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十一月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
- 令和七年十一月二十六日
- | | |
|---------|--|
| 一 路線名 | 東京都知事 小池百合子 |
| 二 變更の区間 | 国分寺市本多一丁目四百十一番十二地先
から同市東恋ヶ窪三丁目五番七地先まで |
| 三 變更の概要 | 別図表示のとおり |

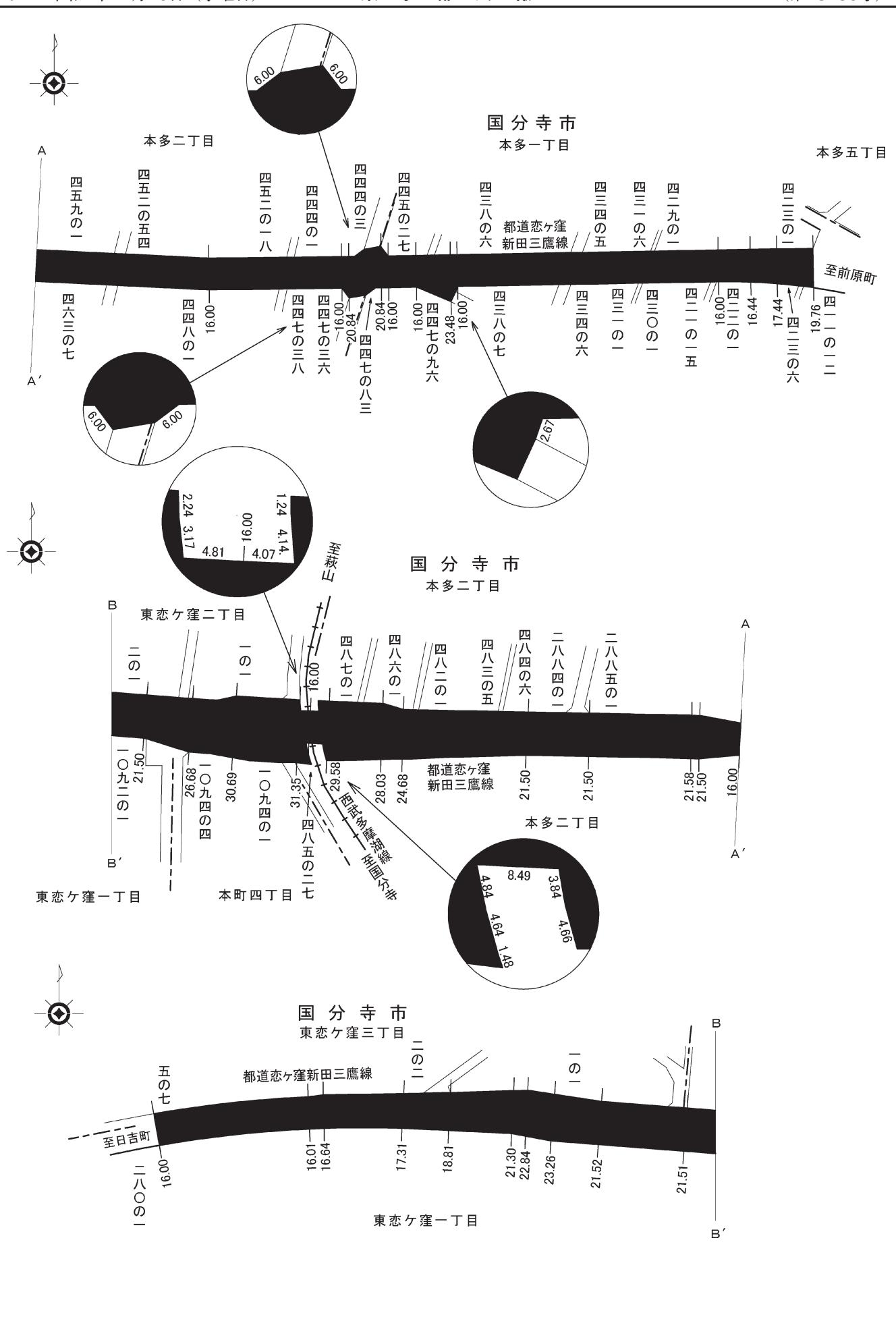
別
図

都道 恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図
国分寺市本多一丁目・東恋ヶ窪三丁目

面積延長編入区域市道道

一九、二七二・八二平方メートル
九七九・九七メートル





● 東京都告示第千六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道八王子町田線

八王子市狭間町・館町

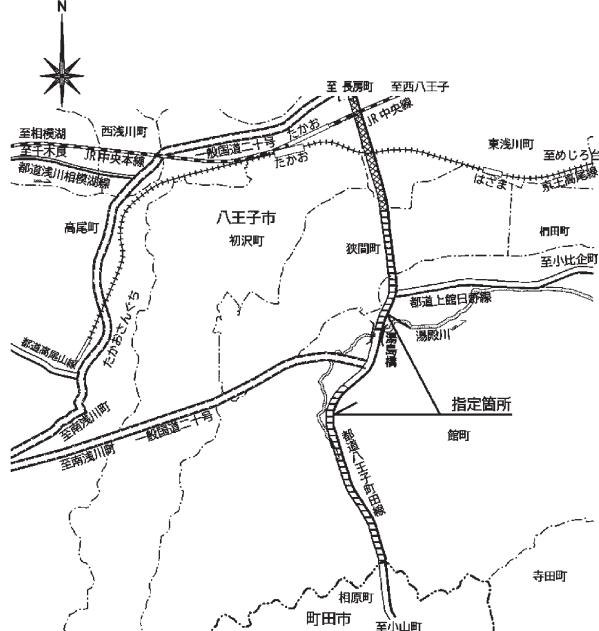
一般国道

市道

指定区間

延長 一、六二九・七九 メートル

() 電線共同溝予定名称 八王子町田・十二号



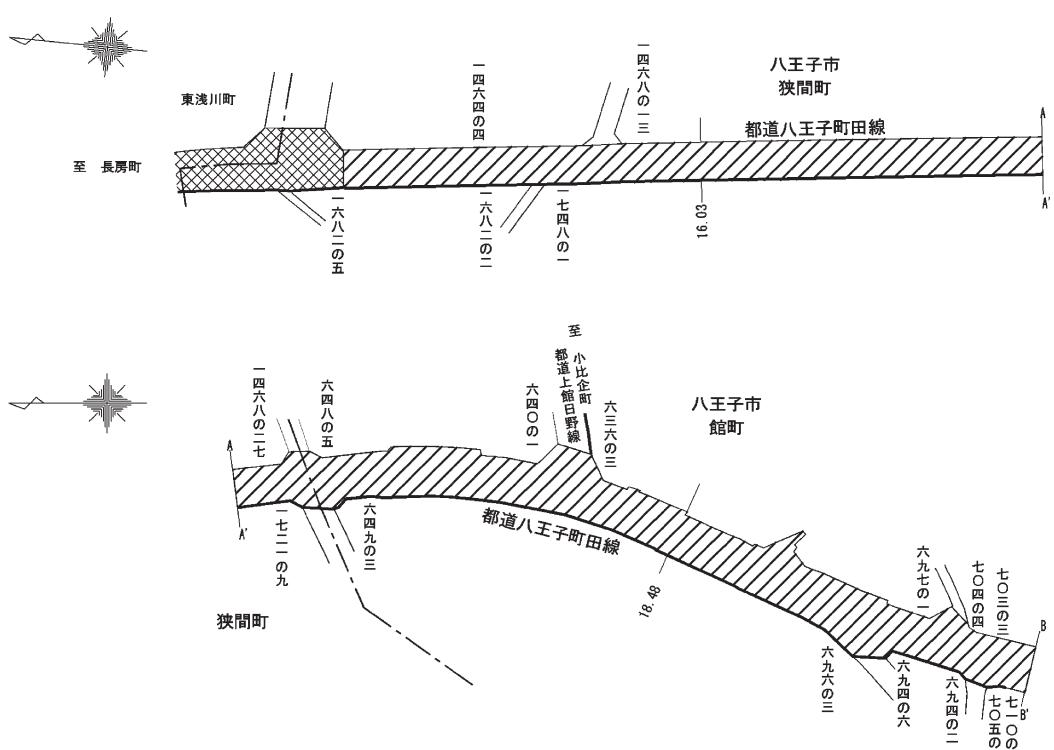
備すべき道路を次のように指定する。

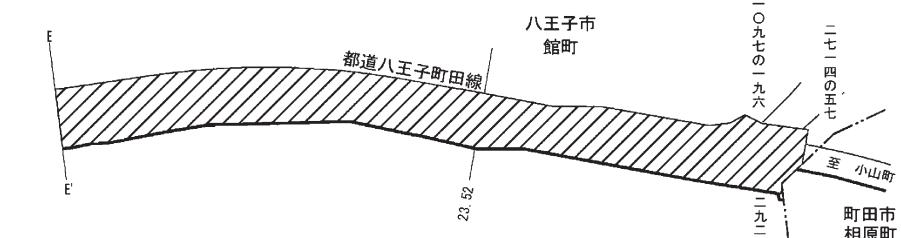
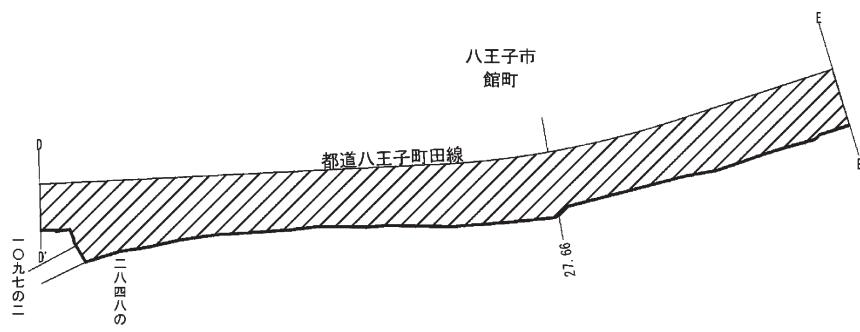
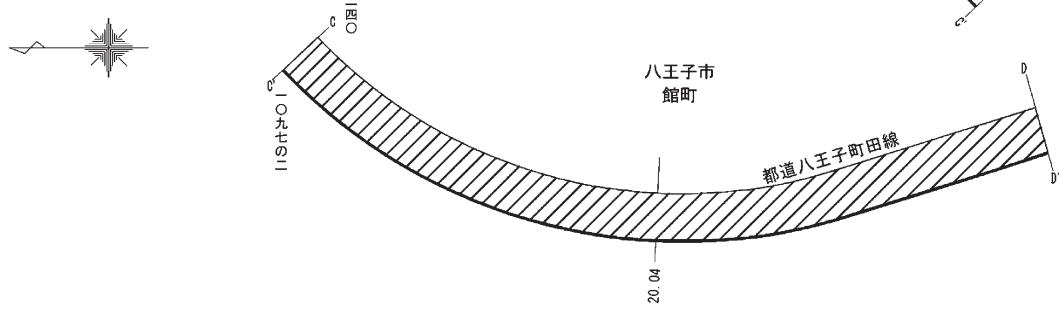
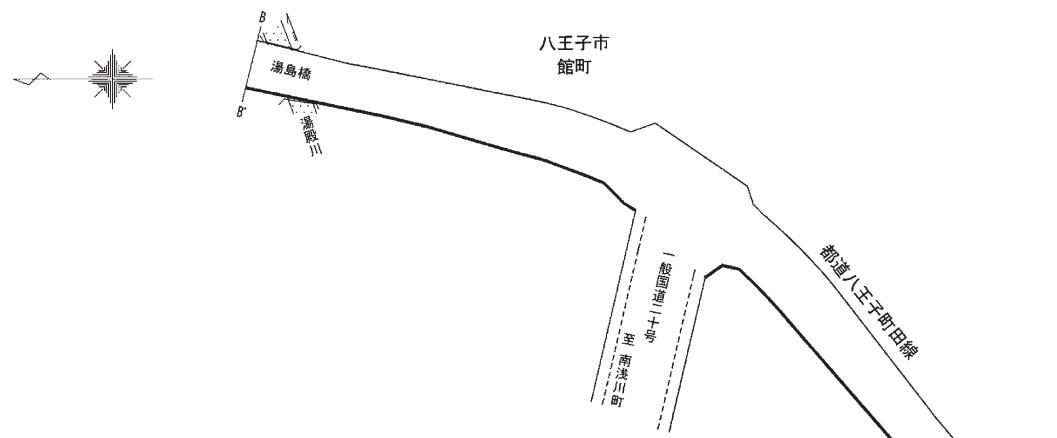
令和七年十一月二十六日

東京都知事 小池百合子
都道八王子町田線

二 指定する区間 八王子市狭間町千六百八十二番五地先から同市館町二千七百十四番五十七地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり





◎東京都告示第千六十七号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

令和七年十一月二十六日

東京都知事 小池百合子

一種類 橋りょう附帯施設（遊歩道）

二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設

三 開場日時 令和七年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで

令和八年一月一日午前零時から午後六時まで

（通常午前十時から午後六時まで）

発行 東京都
電話 ○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクル指定されています。